

# 全国私立学校審議会連合会規約

## 第1章 名称目的および事業

(名称と事務局)

第1条 本連合会は、全国私立学校審議会連合会（以下連合会という）といい、事務局を日本私立中学高等学校連合会内に置く。

(目的)

第2条 本連合会は、教育基本法・学校教育法並びに私立学校法に基づき、各都道府県私立学校審議会相互の連絡を密にすることによって各私立学校審議会の運営を円滑にし、もって私学教育の振興と健全な発達を期することを目的とする。

(事業)

第3条 本連合会は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

- 一. 私立学校審議会の在り方及び運営についての研究協議
- 二. 諸法令基準などに関する研究
- 三. 関係所轄庁に対する請願または各都道府県私立学校審議会の行う建議に関する対策
- 四. 情報の交換
- 五. 永年勤続退任委員に対する表彰
- 六. 会議の開催
- 七. その他私学振興に必要であると認められる諸事業

## 第2章 組織

(組織)

第4条 本連合会は、各都道府県の私立学校審議会をもって組織する。

(専門部会)

第5条 本連合会は、各都道府県の私立学校審議会を構成する学校の種別により、つぎの専門部会を置き、各委員は1以上の部会に属するものとする。なお、各部会に共通する協議題については別に部会を設けることができる。

第1部会 専修学校・各種学校関係

第2部会 幼稚園・特別支援学校関係

第3部会 小学校・中学校・高等学校関係

- 2 専門部会は、必要に応じて会長がこれを招集する。
- 3 専門部会に関する細則は、理事会の議を経て会長が別にこれを定める。

(支部)

第6条 本連合会は、別表1による地区ごとに支部を置くことができる。ただし、支部規約はそれぞれの支部がこれを定める。

2 支部の設置および規約は、本部（本連合会）に報告しなければならない。

### 第3章 役員

(役員)

第7条 本連合会につきの役員を置く。

- 一. 会長 1名
- 二. 副会長 若干名
- 三. 理事 若干名
- 四. 監事 若干名

2 理事の中に運営理事を置く。外に顧問および相談役を置くことができる。

3 各役員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

4 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第8条 理事は、各都道府県私立学校審議会の委員中より別表2に定める基準により選出する。ただし、特別の必要がある場合は、理事会の承認を経てこれを超えることができる。

2 運営理事は、理事中より会長が指名する。

3 会長は、施行細則に基づき、役員改選年度の前年度の総会において、理事中より推薦された候補者の中からこれを選出する。

4 副会長は、施行細則に基づき、各支部並びに第1専門部会・第2専門部会に属する理事中より推薦された各候補者について、理事会の承認を経て、会長がこれを指名する。

5 監事は、施行細則に基づき、役員改選年度の前年度の総会において、各支部に属する都道府県私立学校審議会の委員の中からこれを選出する。

(退任役員の補充)

第9条 役員が任期途中で退任する場合、補充の役員を選任する。

2 補充の理事は、前任者の所属していた都道府県私立学校審議会の委員中より、遅滞なく選出する。

3 補充の副会長は、施行細則に基づき、前任者の属する支部並びに第1専門部会・第2専門部会に属する理事中より推薦された各候補者について、理事会の承認を経て、会長がこれを指名する。

4 補充の監事は、前任者の属する支部の都道府県私立学校審議会の委員中より推薦された候補者の中から、遅滞なく選出する。

(顧問および相談役)

第10条 顧問および相談役は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第11条 会長は本連合会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はその職務を代行する。
- 3 前項の職務を代行する副会長は、会長が予め理事会の審議を経て指名する第1順位者乃至第2順位者をもってあてる。
- 4 理事は会務を審議し、運営理事は会務を運営する。
- 5 監事は会務および会計を監査する。
- 6 顧問および相談役は、本連合会の重要事項につき、会長の諮問に応ずる。

#### 第4章 事務局

(事務局)

第12条 本連合会に事務局を設けて、つぎの職員を置く。

- 一. 事務局長 1名
- 二. 事務局職員 若干名
- 三. 事務局嘱託 若干名

(事務局職員の仕事)

第13条 事務局職員の仕事は、理事会の議を経て、会長がこれを行う。

(事務局職員の仕事)

第14条 本連合会の事務局職員は、有給とすることができる。

#### 第5章 会議

(会議の種類と招集)

第15条 本連合会の会議は、総会および役員会とする。

- 2 総会は第4条に規定された本連合会を組織する者によって構成する。
- 3 定期総会は毎年1回とし、会長がこれを招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。なお、理事の4分の1以上から会議に付議する事項を示し、総会招集の請求がある場合には、会長は1か月以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会は、つぎのことを行う。
  - 一. 事業報告・収支決算にかかる報告・承認に関すること
  - 二. 事業計画・収支予算にかかる報告・承認に関すること
  - 三. 役員の仕事に関すること
  - 四. 規約変更に関すること
  - 五. その他本連合会の業務に関することとして理事会において必要と認めた事項

5 役員会は理事会および運営理事会とし、必要に応じて会長がこれを招集する。

(会議の開催)

第16条 会議は、加盟私立学校審議会代表者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。

(会議の議決)

第17条 会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

2 可否同数の場合には議長がこれを決する。

3 会議の議長は、会長がこれにあたる。

## 第6章 経費および会計年度

(経費と分担金)

第18条 本連合会の経費は、分担金その他の収入をもってあてる。

2 分担金は、各都道府県私立学校審議会ごとに、年額15万円とする。

(会計年度)

第19条 本連合会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(予算編成)

第20条 収支予算は、毎会計年度開始前に会長において編成し、理事会の承認を経て総会に報告するものとする。

(会計報告)

第21条 収支決算は、毎会計年度終了後2か月以内に作成し、監事の意見を具し、理事会の承認を経て総会に報告しなければならない。

## 第7章 附則

(規約の変更)

第22条 本規約の変更は、総会の決議を要する。

2 本規約施行上必要な事項は、理事会の議を経て会長がこれを定める。

(実施)

第23条 本規約は、昭和25年10月30日から実施する。

昭和27年5月29日変更

昭和41年7月1日変更

昭和43年4月1日変更

昭和44年5月13日変更

昭和48年4月1日変更

昭和51年10月28日変更

昭和52年11月10日変更

昭和56年9月10日変更

昭和57年9月9日変更  
 昭和63年10月25日変更  
 平成3年10月31日変更  
 平成7年10月5日変更  
 平成8年10月24日変更  
 平成11年11月1日変更（平成12年4月1日実施）  
 平成18年10月12日変更（平成19年4月1日実施）  
 平成21年10月29日変更（平成22年4月1日実施）  
 平成23年10月13日変更（平成24年4月1日実施）  
 平成24年10月25日変更（平成24年10月25日実施）

別表1

支部名	都道府県名
北海道・東北支部	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・新潟
関東支部	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・長野・山梨
東京支部	東京
中部支部	富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・三重
近畿支部	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国支部	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国支部	徳島・香川・愛媛・高知
九州支部	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

別表2

学校数	理事定数
1,201校以上	9名
1,200校以下	3名
800校以下	2名
500校以下	1名

## 施行細則

第1条 全国私立学校審議会連合会規約（以下規約と略称する）を施行するためにこの細則を定める。

第2条 規約第8条に規定する会長および監事ならびに副会長の選出はつぎによる。

一. 会長および監事は、規約第6条に規定する各支部（以下各支部という）並びに規約第5条に規定する第1専門部会および第2専門部会から選出された各1名宛の代表により構成する選考委員会が選考した各候補者について総会に諮る。

ただし、補充の監事を選出する場合は上記の手続きを省略することができる。

二. 副会長候補者の推薦はつぎによる。

(1) 規約第6条に規定する各支部は、その属する理事中より副会長候補者を推薦し、これを理事会に提案する。

(2) 規約第5条に規定する第1専門部会および第2専門部会は、その属する理事中より副会長候補者を推薦し、これを理事会に提案する。

三. 会長あるいは副会長に選出された者が理事でないときは、これを理事とする。

### 附則

第3条 本施行細則の変更は、理事会で行う。

第4条 本施行細則は、平成8年10月24日から実施する。

平成11年11月1日変更（平成12年4月1日実施）

平成24年10月25日変更（平成24年10月25日実施）

全国私立学校審議会連合会  
平成26・27年度理事定数一覽

理事定数基準表

学校数	理事定数
1,201 校以上	9名
1,200 校以下	3名
800 校以下	2名
500 校以下	1名

学校数は小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校・各種学校を合計した数とする。

都道府県別理事定数

都道府県名	学校数(校)	理事定数(名)	都道府県名	学校数(校)	理事定数(名)
北海道	715	2	滋賀	75	1
青森	164	1	京都	330	1
岩手	135	1	大阪	876	3
宮城	281	1	兵庫	462	1
秋田	99	1	奈良	141	1
山形	129	1	和歌山	114	1
福島	230	1	鳥取	69	1
新潟	202	1	島根	69	1
茨城	312	1	岡山	140	1
栃木	284	1	広島	374	1
群馬	230	1	山口	222	1
埼玉	758	2	徳島	40	1
千葉	613	2	香川	87	1
神奈川	954	3	愛媛	160	1
長野	211	1	高知	77	1
山梨	103	1	福岡	697	2
東京	1,782	9	佐賀	133	1
富山	114	1	長崎	199	1
石川	125	1	熊本	189	1
福井	79	1	大分	133	1
岐阜	184	1	宮崎	173	1
静岡	424	1	鹿児島	231	1
愛知	733	2	沖縄	116	1
三重	175	1	合計	14,143	64

(学校数は平成25年度私立学校審議会関係実態集録による)